

## 遠隔臨場とは

遠隔  
臨場

NEW!

### リモート型の現場立会

II

モバイル端末等による映像と音声の双方通信を使用して  
「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うこと

## 背景・目的

背景

- ・生産年齢人口減少
- ・建設産業の担い手の確保、育成
- ・建設現場の生産性向上

目的

- ・働き方改革の推進
- ・建設DXの推進





## 効果

## 効果

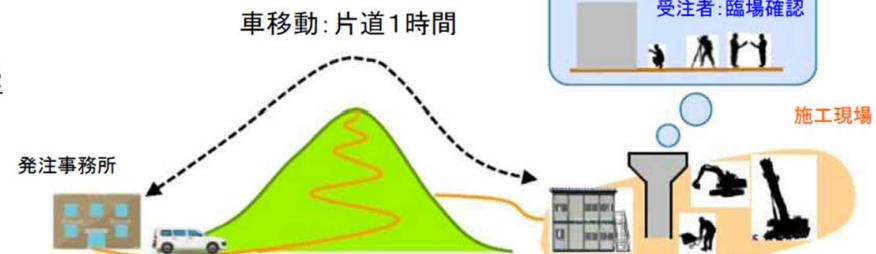
- ・移動時間の削減
- ・生産性、安全性の向上
- ・災害時の緊急対応



## イメージ

Before

従来



After

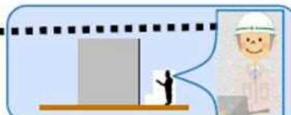
遠隔臨場

発注者: 事務所でリアルタイムに確認



クラウドサーバー

受注者: ウェアラブルカメラ等で撮影



発注事務所



国土交通省HPから引用



## 徳島県の取組み【試行要領】

改定

令和5年5月改定（令和3年4月策定）

## 『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』 改定

対象

(1) 発注者指定型

当初請負対象金額5,000万円以上の土木工事

(2) 受注者希望型

当初請負対象金額5,000万円未満の土木工事

適用

令和5年5月8日以降に

入札公告又は指名通知を行う土木工事から適用



## 徳島県の取組み【試行要領】

適用範囲

『徳島県土木工事共通仕様書』に定める（1）から（3）及びその他

**（1）段階確認（2）材料確認（3）立会****（4）その他**

- ・現場不一致、事故などの報告時
- ・受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為 etc

実施

契約後、受発注者の**協議**により実施別途、計画書などの提出は**不要**です

受注者	ウェアラブルカメラ、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末クラウドを活用した情報共有システム等(受注者が用意)
発注者	タブレット(i-Pad)、PC(発注者が用意)
利用アプリケーション 又はサービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・発注者が保有するモバイル端末等で利用が可能であること</li><li>・発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないもの (Webex、Zoom、teams、Skype、Face time、情報共有システム等)</li></ul>



## 徳島県の取組み【試行要領】

### 記録

遠隔臨場が行われた**証拠**として、  
次の**いずれか**の方法で、受注者が**1枚**記録を行う。

(例 1) 通信中の画面キャプチャ (画像)



(例 2) 端末の画面を含めた写真



『確認年月日』  
『遠隔臨場』  
を黒板に記入

『確認年月日』  
『遠隔臨場』  
を黒板に記入

記録写真は、①寸法の読み値等の詳細が判別できるものである必要はありません。

②段階確認等の書面に添付してください。③電子納品は**不要**です。

※映像と音声の録画が必要な場合は、**監督員が録画**してください。



## 徳島県の取組み【試行要領】



写真  
管理

監督員が遠隔臨場にて段階確認した箇所は、  
出来形管理写真の撮影を**省略**することができる。

費用

受発注者 それぞれが**負担**

工事  
成績

本要領に基づき遠隔臨場を実施した場合には、  
工事成績評定の「創意工夫【その他】」にて**評価**

本要領では、遠隔臨場の実施回数を規定していないため、  
遠隔臨場を**1回**以上実施した場合は、工事成績評定で加点します。



## 徳島県の取組み【試行要領】

注意

- ・監督員が遠隔臨場で十分な情報が得られなかつた場合は、通常の段階確認等を実施
- ・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内を標準
- ・個人情報保護に関する法令等を遵守すること

・受発注者ともに、遠隔臨場を**積極的に活用**してください。

・詳細は、

『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』をご確認ください。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

・要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定してください。

【発注者の方へ】

テレワークの時も遠隔臨場で現場立会が**可能**です。

